**第４号様式**（第４条関係）

誓約書

私（法人又は組合の場合は、その役員を含みます。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」といいます。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、この誓約の内容について、必要に応じて県が警視庁又は道府県警察本部に照会することを承諾します。

１　私（法人又は組合の場合は、その役員を含みます。）は、次に掲げる事項のいずれにも該当しません。

(１)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(２)　法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者（法の許可の権限を有する者が必要があると認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含みます。）

(３)　法第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条第１項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

(４)　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(５)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）

(６)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(７)　暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいいます。以下同じ。）

(８)　役員等が暴力団員等に該当するもの

(９)　役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(10)　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(11)　役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(12)　役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(13)　役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(14)　役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(15)　(５)から(14)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

２　１の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合又は法による許可取消しの措置を受けた場合は、これに異議なく応じます。

年　　月　　日

高知県知事　様

工事主　住所

氏名

法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称

及び代表者の職・氏名